

INFORMATION BULLETIN

Tule Lake Center

Newell, California

January 29, 1945

Dillon S. Myer, national director of the War Relocation Authority, has issued a special statement to the residents of Tule Lake Center to clear away any misunderstandings and to refute any unfounded rumors regarding the future of this center and the future prospects of its residents who are eligible to establish themselves outside the colony.

Mr. Myer's statement follows:

TO ALL RESIDENTS OF TULE LAKE CENTER:

There may have been some misunderstanding about WRA plans for certain persons in Tule Lake to secure employment and establish homes for themselves outside of the center.

Any eligible residents of this center will be given all possible aid in securing employment and in locating in the communities of their choice. However, those who do not wish to leave the center at this time are not required to do so, and may continue to live here or at some similar center until January 1, 1946. This center or some similar center will be maintained for all persons who wish to remain until that time. Plans for a segregation center beyond that time have not yet been finally worked out.

DILLON S. MYER,
Director

告知

第叁号

昭和二十年一月二十七日

戦時轉住局長官、ディロン・エス・マイヤー氏より當鶴嶺湖センター内住民に對し、特に聲明書を發せられました。其れは此のセンターの將來に關する誤解を鮮明し、且つ根據なき風説を吹き消さんが爲めと、所外に出て活躍し得る有資格者の前途に就いての爲めと、所外に出て活躍し得る有資格者の前途に就いての爲めと、聲明内容は尤も通りであります。

鶴嶺湖センターの皆様にお知らせします。

所外に出るの已が、家庭建設と就職の件を繞つてツルレーキの或る人々にはW.R.A.の方針に就いて何だか誤解があつたかに存じます。

何方でも此のセンターの有資格者には就職乃至好きな處に定住せんとするための、あらゆる便宜が與へられることになつて居ります。而して此の際センターを出度くないと考へる方々には無理に出よとは言ひません、のみならず、來年のお正月元日までは此處でも亦他のセンターにても住み續けられるのです。つまり來年のお正月までは、止まるべき度いと考へる凡ての人のために、此處或は他の同様なセンターも、ずっと續けて經營されます。そして其れから以後に於ける隔離センターに關する計画は今の所まだ決定的に取り違はるゝは居りません。では、
D. S. マイヤー、

組合員諸士の

理性に訴ふ

居住民の収入減少せる現状に即應し共同組合の五部門即ち金物、アキ、アイヌ、クリーム、ソーダ水等の食料品、オレンジ以外の果物野菜鮮魚、畜産品、靴類、其他の販賣を停止せよとの主張の声を世間に擡がせて居ります。此の中には煙草も含まれてゐるかと思はれます。

併し斯くの如き問題は感情にのみ捉はれず、実情に即し且つ影響を被ることあるべき當然の結果を先づ充分に考慮する必要があるてあります。謹言すれば斯かる問題は慎重なる態度に依り考察すべきものであつて、單に個人的嗜好又は一時の熱情に驅られて決定すべきものでありません。向て一般大衆の生活に重大影響を及ぼすか如き事件を取扱ふ場合は常に慎重なる研究と理性的判断を必要とすることと同様固く御承知の通りであります。此の問題の如きも正に然りであると思惟するのであります。此の問題を考察するに當り左の諸點はどうして看過し得ざる所であると思ひます。皆様の研究資料として茲に提出致します。

(一) はゆる贅澤品と稱せらるる品目も多くは、各一々制即ち一定の割當配給率に依り仕入れをなしてゐるものでありまして、組合が配給を受け得る分量は昨年の販賣高の四分の一に過ぎないのであります。而も此の戦時緊迫状態は日毎に厳しくなりつゝあるものでありまして、若し此の際組合が卸賣商との取引契約を破棄致しますならば後日に至り現在の割當配給率を復活することが非常に困難であり、或は絶対不可能の物が数多あります。又假りに即座に解約せずとするも、毎年度の配給率は前年度の賣上高を標準として決めるのであります。前年から明年度の配給量はずつと削減されることになつてあります。

(二) はゆる贅澤品の販賣を組合が停止するに難くありません。然らば組合が現在実行しつゝある所の大量購買に依る割引とか割戻金割戻しとかの特典を放棄し、高價なる代價を支拂つて従前に外部の商人の腹を肥やす結果となりはしませんまいか。此の點も御考慮を願はなければなりません。

(備) 諸君と致しましては、前記五部門の販賣をやめることに依り財政の基礎にどの位の打撃を受けるかと申しますと、それが存外大きいのでありまして、組合の財政を危険に運ぶが如きこと無きを保つ難いのであります。以下数字を挙げて説明致します。

去月(十一月)の組合全体の賣上高は
一一〇、三五六・五七
でありました。其の内裏に

六七、七六・八八
は今停止せよとの声高き記五部門の賣上高なのであります。其の他の商賣は残額の

四三、〇七九・六九
に過ぎません。御承知の如く賣上からはいる収入は運轉資金の大切なる根拠となるものであります。組合は之を以て仕入商品の代金支拂や契約の手續金等に充てゝゐるのであります。今前記五部門の販賣をやめることになりまして、組合は忽ち運轉資金に窮し、將來信用取引を行ふことも出来なくなるのみならず、日々の経費もがんと節約しなければならぬことになり、差當り従業員百名の前途は止むを得ない所でありませう。

四) 組の財政がかやうに困難になります。即ち発行する信託書の償却の如きも実行出来るかどうかが甚だ疑問となつて来るのがあります。

五) センター居住者の皆様方は現在の不安な状態が一日も早く解決されることを囁いておいての事と存じます。又解決の近い将来に到来すると信じておいての事と存じます。斯る機会が到来せば、皆様のセンター生活も豊かになる、でありませう。其の時に及んで一旦破壊した組合機構を急に建て直さうとしても、現下の如き戦時状態に在つては、それは甚だ困難で時既に遅しの憾みがあることは必定であります。それとも皆様は解決の日は終りに近き将来に來らず、吾々の生活はいつまでも現在の如く不景氣で憂鬱な日が続くものとお考へになるのでありますか。

千九百四十三年十二月九日

社団法人 鶴嶺湖共同組合
理事會